

群馬大学授業の公欠に関する取扱要項

令和 7.4.1

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、授業の公欠の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「公欠」とは、出席としては取り扱わないが正当な理由による授業欠席として認めることをいう。

2 この要項において「学部長等」とは、各学部長、各研究科長、学府長又は各学環長をいう。

(公欠が適用される事由等)

第3 学生が次の各号に掲げる事由により授業を欠席した場合は、学部長等はこれを公欠として取り扱うことができる。

(1) 学校感染症 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患し、出席停止の措置となった場合をいう。

(2) 忌引 配偶者及び2親等以内の親族が死亡した場合をいう。

(3) 裁判員等 裁判員・裁判員候補者、検察審査員・補充員・証人等の公的機関からの要請された場合をいう。

(4) 自然災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、通学が著しく困難な場合をいう。

(5) その他学部長等が特別な理由があると認める事由

2 前項の規定にかかわらず、集中講義において、総授業時間数の3分の1以上の欠席となる場合は、公欠として取り扱わないことがある。

3 実験・実習などの授業については、公欠として取り扱わないことがある。

4 群馬大学が所在する地域における台風等自然災害の場合については別に定める「群馬大学台風等自然災害における休講等の措置に関する申合せ(平成26年1月22日学長裁定)」により、休講等の措置を行う。

(公欠期間の目安)

第4 公欠期間の目安は次表のとおりとする。

	公欠事由	公欠として認められる期間の目安
(1)	学校感染症	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準のとおり

(2)	忌引	1 配偶者及び 1 親等は連続する 7 日以内（休日を含む。） 2 2 親等は連続する 3 日以内（休日を含む。）
(3)	裁判員等	事実が確認できる書類により、学部長等が必要と認める期間
(4)	自然災害	公的機関が発行した罹災・被災証明書など事実が確認できる書類により、学部長等が必要と認める期間
(5)	その他学部長等が特別な理由があると認める事由	その事由が確認できる書類により、学部長等が必要と認める期間

（配慮）

第 5 授業担当教員は、公欠扱いとなった学生に対し、履修上又は成績評価上の不利益にならないよう配慮するものとする。

2 配慮の内容は次の各号のとおりとする。

（1）公欠回数は出席を必要とする授業回数に算入しないこと。

（2）適切な学習支援、学習の補充支援又は当該授業に相当する次の学修の指示をすることなど必要に応じ対応する。

ア 授業で配布した資料の配布

イ 授業範囲の確認及び授業ポイントの説明

ウ 自習内容の指示

エ レポートや小テスト等を実施された場合の代替措置などの授業に関わる指導・援助

3 公欠期間中の試験に関する追試験等の取扱いについては、学部長等が定めるところにより行う。

（手続）

第 6 公欠事由ごとの必要書類及び届出時期の目安は次表のとおりとする。

	公欠事由	必要書類	届出時期の目安
(1)	学校感染症	・ 学校感染症公欠届	罹患後可能な限り速やかに
		・ 学校感染症治癒後報告 ・ 医療機関発行の診断書、治癒証明書（診断名、診断を受けた日、出席停止の期間が特定できる書類でも可）等 ※	公欠事由該当期間（出席停止期間）終了後速やかに
(2)	忌引	・ 学校感染症以外の公欠届	公欠事由該当期間終了

		・会葬礼状、死亡診断書、その他事実が確認できる書類等	後 1 週間以内
(3)	裁判員等	・学校感染症以外の公欠届 ・「裁判員等選任手続期日のお知らせ」等	事実が確認できる書類 到達後から公欠事由期間開始 1 週間前まで
(4)	自然災害	・学校感染症以外の公欠届 ・罹災証明書、公的機関等の証明書 その他事実が確認できる書類等	公欠事由が発生してから相当期間内
(5)	その他学部 長等が特別な理由があると認める 事由	・学校感染症以外の公欠届 ・その事由が分かる書類	事前を原則とするがやむを得ない場合は事後速やかに

※ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）及びインフルエンザに限り、診断書、治癒証明書に代えて、公欠事由に該当することが確認できる医療機関作成の書類でも可能とする。

2 届出の様式については、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。